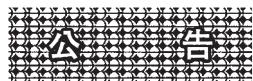


(3) 供用を開始する期日 平成23年8月8日

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部 守一

**1 入札に付する事項**

## (1) 借入をする物品等及び数量

ミニ合庁用ファイルサーバ 一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成24年1月1日から平成28年12月31日まで（地方自治法  
(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026 (235) 7071

**4 入札手続等**

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

**(2) 入札及び開札の日時及び場所**

ア 日時 平成23年8月26日（金）午前9時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室

**(3) 郵送による入札の可否**

郵送による入札は、受け付けません。

**(4) 入札保証金**

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

**(5) 契約保証金**

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

**(6) 入札の無効**

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

**(7) 契約書作成の要否**

必要とします。

**(8) 落札者の決定方法**

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

**5 その他**

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部 守一

**1 申請のあった年月日**

平成23年7月28日

**2 申請に係る特定非営利活動法人の名称**

特定非営利活動法人信州上田文化デザイン研究会

**3 代表者の氏名**

清水 貞男

**4 主たる事務所の所在地**

上田市大手1丁目2番2号ホテル祥園内

**5 定款に記載された目的**

この法人は、上田を愛する市民に対して、上田の伝統文化の伝承の事業及び地域振興に向けての映画作り事業を行い、上田城を支えてきた「丸山平八郎」の心を上田市民の多くに伝承し、「丸山平八郎」を生かした個性的・魅力的な景観の創出と観光拠点に

寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部 守一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 借入をする物品等及び数量

風向・風速自動測定記録計（超音波式） 1台

#### (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

#### (3) 借入期間

平成23年10月1日から平成28年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

#### (4) 借入場所

長野市安茂里字米村1978

環境保全研究所 大気環境測定車

#### (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

#### (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

#### (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

#### (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

#### (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

### 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部水大気環境課

電話 026 (235) 7177

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年8月19日（金） 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

### (3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

### (4) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年8月16日（火）午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

### 5 入札に当たっての留意事項

（1）この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

（2）詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

水大気環境課

## 公告

県営笛賀南部地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営笹賀南部地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成23年8月9日から9月5日まで

## 3 縦覧の場所

松本市役所

塩尻市役所

農地整備課

## 公告

県営寄沢地区土地改良事業計画を定めましたので、次とおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部 守一

## 1 縦覧に供する書類

県営寄沢地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成23年8月9日から9月5日まで

## 3 縦覧の場所

大町市役所

農地整備課

## 公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録しました。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1384	波多腰 学 松本市波田1794-4	種穂の採取、精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	高原苗圃 松本市波田6192

森林づくり推進課

## 公告

採石業務管理者試験を次のとおり行います。

平成23年8月8日

長野県知事 阿部 守一

## 1 試験日時

平成23年10月14日（金）午前10時から正午まで

## 2 試験場所

安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂

## 3 試験科目

筆記により、次の科目について行います。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生じる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

## 4 受験手続

## (1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）

## (2) 受験手数料

受験手数料（8,000円）は、長野県収入証紙により（受験願書にはって、消印はしないでください。）納付してください。

## (3) 受付期間

平成23年9月5日（月）から9月22日（木）まで（郵送による場合は、平成23年9月22日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

## (4) 受付場所

長野県建設部河川課（県庁専用郵便番号 380-8570）

## 5 合格発表

平成23年10月下旬に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示します。

## 6 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所において交付します。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課（電話 026-235-7308）までお願いします。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

## 公告

長野県山岳総合センターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成23年8月8日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

## 1 施設の概要等

## (1) 名称

長野県山岳総合センター

## (2) 所在地

長野県大町市大町8056番1号

## (3) 設置目的

山岳に関する研究及び調査並びに安全な登山に関する知識及び技能の普及啓発その他の山岳における野外活動に関する教育

事業並びに山岳における野外活動に関する普及事業を行う。

(4) 施設の概要

建設年月	昭和44年3月
構造	鉄筋コンクリート造地上3階
敷地面積	1,808.0m <sup>2</sup>
延床面積	1,086.8m <sup>2</sup>
施設	宿泊室（定員64名）等（長野県山岳総合センター管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県山岳総合センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書によります。）

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県山岳総合センターの利用の許可に関する業務
- (3) 長野県山岳総合センターの利用に係る料金に関する業務
- (4) 山岳に関する研究及び調査並びに山岳における野外活動に関する教育事業及び普及事業の企画及び実施に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 応募の手続

- (1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県教育委員会事務局スポーツ課

（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/taiiku/sangaku/H24shitei.htm>）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県教育委員会事務局スポーツ課へ提出してください。

- ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書
- キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成23年9月1日（木）から9月21日（水）正午まで

6 現地説明会の開催

長野県山岳総合センターの施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

平成23年8月30日（火）午後1時から午後4時まで

(2) 場所

長野県山岳総合センター

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成23年8月23日（火）午後5時までに、現地説明会参加申込書（募集要項別冊2「指定管理者申請様式」様式第10号）に記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより長野県教育委員会事務局スポーツ課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募の中から長野県山岳総合センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県教育委員会事務局スポーツ課（電話 026（235）7447）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

スポーツ課

## 公告

平成23年7月27日において委嘱している長野県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等は次のとおりです。

平成23年8月8日

長野県労働委員会会長 渡邊 裕

長野県労働委員会あっせん員候補者

氏名	現職	主要経歴
渡邊 裕	長野県労働委員会会長 信州大学理事・副学長	信州大学経済学部教授
土屋 準	長野県労働委員会会長代理 弁護士	
中村 田鶴子	長野県労働委員会委員 弁護士	
林 一樹	長野県労働委員会委員 弁護士	
松岡 英子	長野県労働委員会委員 信州大学教育学部教授	信州大学教育学部助教授
近藤 光	長野県労働委員会委員 日本労働組合総連合会長野県連合会会長	J P U長野県連絡協議会議長
矢口保子	長野県労働委員会委員 長野県労働組合連合会副議長	長野赤十字病院労働組合執行委員長
高橋 精一	長野県労働委員会委員 自治労長野県本部副委員長	日本労働組合総連合会長野県連合会執行委員
伊東 浩	長野県労働委員会委員 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会長野地方協議会事務局長	日本労働組合総連合会長野県連合会執行委員
関政人	長野県労働委員会委員 J A M甲信副執行委員長	J A M松山労働組合執行委員長
星沢 哲也	長野県労働委員会委員 東京法令出版(株)代表取締役社長	東京法令出版(株)専務代表取締役
岩原 啓	長野県労働委員会委員 (株)日邦バルブ相談役	(株)日邦バルブ代表取締役会長
小口 武男	長野県労働委員会委員 高島産業(株)代表取締役社長	高島産業(株)代表取締役副社長
高橋 武彦	長野県労働委員会委員 (株)丸信製作所取締役会長	(株)丸信製作所代表取締役社長
水本 正俊	長野県労働委員会委員 (社)長野県経営者協会専務理事	
塚田 吉彦	長野県企画部人権・男女共同参画課長	長野県健康福祉部地域福祉課福祉監査室長
小口 幸子	長野県男女共同参画センター所長	長野県副参事兼健康福祉部健康福祉政策課付
塙崎 光男	長野県東信労政事務所長	長野県総務部税務課県税徴収対策室長
増田 隆司	長野県南信労政事務所長	長野県環境部付
小澤 敏雄	長野県中信労政事務所長	長野県北安曇地方事務所副所長
黒柳 利平	長野県北信労政事務所長	長野県人事委員会事務局次長
井澤 和子	長野県労働委員会事務局長	長野県総務部総務事務課長
木内 洋介	長野県労働委員会事務局調整総務課長	長野県会計局会計課企画幹兼課長補佐
宮澤 保夫	長野県労働委員会事務局審査課長	長野県総務部税務課主任企画員兼税務電算係長

労働委員会事務局

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年8月8日

長野県工科短期大学校長 藤井恒男

**1 入札に付する事項**

## (1) 借入れをする物品等及び数量

CAD/CAMシステム一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成23年11月1日から平成28年10月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 借入場所

長野県工科短期大学校

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の契約及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

上田市下之郷813-8

長野県工科短期大学校 事務局

電話 0268 (39) 1111

**4 入札手続等**

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年9月16日（金）午前11時

イ 場所 長野県工科短期大学校 本館棟2階204会議室

## (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成23年9月15日（木）午後5時まで（必着）

イ 場所 上田市下之郷813-8

（郵便番号 386-1211）

長野県工科短期大学校 事務局

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年9月12日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

**5 その他**

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県工科短期大学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

**6 Summary**

## (1) Nature and quantity of the products to be leased:

CAD-CAM system 1 Set

## (2) Lease Duration:

From November 1, 2011 until October 31, 2016

## (3) Delivery place:

Nagano Prefectural Institute of Technology

## (4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and the other inquiries:

Nagano Prefectural Institute of Technology

813-8 Shimonogo

Ueda City, Nagano Prefecture

TEL: 0268-39-1111

## (5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 11:00AM, Friday, September 16, 2011

Place: Conference Room 204, Nagano Prefectural Institute of Technology

## (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00PM, Thursday, September 15, 2011

Place: Secretariat, Nagano Prefectural Institute of Technology

813-8 Shimonogo,  
Ueda City, Nagano Prefecture 386-1211

人材育成課

## 公告

長野県短期大学教員採用のための選考を次のとおり行います。

平成23年8月8日

長野県短期大学長 上條宏之

### 1 採用予定の教員の種別及び人員

多文化コミュニケーション学科日本語日本文化専攻所属の日本古典文学担当の教授、准教授又は助教（助教は本学では専任講師相当の職です。） 1名

### 2 担当科目

- (1) 多文化コミュニケーション学科日本語日本文化専攻専門教育科目（日本古典文化論、日本古典文学史、日本古典文化論基礎演習、日本古典文化論演習、卒業研究（古典）及び日本語コミュニケーション論）及び多文化コミュニケーション学科共通科目（地域と文学）
- (2) 年度によって全学共通科目（新入生ゼミナール、文学及び共通教養演習）

### 3 応募資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 上記専門分野及び関連領域において大学院修士課程修了若しくは修了見込みの者又はこれと同等以上の教育能力及び研究能力を有する者で大学（短期大学及び高等専門学校を含みます。）等において通算6年以上の教育若しくは研究の経験（大学院在学期間及び大学における非常勤講師期間を含みます。）又はこれに相当する教育若しくは研究の経験を有すること。
- (2) 論文（博士論文及び修士論文を含みます。）等の3編以上の研究業績を有する者又はこれに準ずる研究能力を有すること。
- (3) 上記専門分野に関連する文化領域において研究業績を有し、指導に関する知識及び経験を有すること。
- (4) 文章表現等の指導に関する知識及び経験を有すること。
- (5) 年齢は、問いません。ただし、本学の定年は63歳です。

### 4 採用予定日

平成24年4月1日

### 5 応募書類の受付期限及び提出先

#### (1) 受付期限

平成23年10月12日（水）必着

#### (2) 提出先

郵便番号 380-8525  
長野市三輪8-49-7  
長野県短期大学

#### (3) その他

郵送により提出する場合は、封筒の表に「日本語日本文化専攻教員応募関係書類在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

### 6 応募書類

- (1) 履歴書
- (2) 教育実績一覧（これまで担当した主な科目に授業概要を付

し、それらの科目的教授において行った教育内容、教育方法上の工夫等を記載してください。）

- (3) 教育の総括書（これまでの教育活動を概観し、今後の抱負を具体的に2,000字以内にまとめてください。これに加え教育実績を示す資料を添付することもできます。）
- (4) 日本古典文化論及び日本古典文学史のシラバス案（いざれも半期15回とし、書式は自由とします。）
- (5) 研究業績一覧（論文等の業績には、審査の有無を記し、200字程度の概要を付してください。）
- (6) 主な研究業績の原本若しくは別刷又はこれらの写し
- (7) 研究の総括書（これまでの研究全体を概観し、併せて担当予定科目との関連性について2,000字以内にまとめてください。）
- (8) 大学その他の所属機関の運営に係る活動実績の総括書（大学その他の所属機関の運営に参画し、貢献した実績を概観し、1,000字以内にまとめてください。これに加えて実績を示す資料を添付することもできます。）
- (9) 学会又は社会における活動実績の総括書（学会又は社会における活動や貢献の実績を概観し、1,000字以内にまとめてください。これに加えて実績を示す資料を添付することもできます。）
- (10) 照会先（2名）を記載した書類（応募者の人物、研究及び教育活動について問い合わせが可能な人の氏名及び連絡先を記載してください。）
- (11) 推薦書1通

### 7 選考方法

書類選考とし、必要に応じて面接を行います（面接を行う場合の交通費等は、応募者の負担となります。）。また、面接の際には、日本古典文化論及び日本古典文学史の模擬授業を求めます。

### 8 その他

- (1) 応募書類の返却を希望する場合は、応募の際に所要の額の切手又は着払い用宅配便用紙を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 応募についての問い合わせは、長野県短期大学多文化コミュニケーション学科日本語日本文化専攻（電話 026-234-1221（代表）、ファクシミリ 026-235-0026）に行ってください。
- (3) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

教育総務課